の配置の割合は64.3%となっている。

次に，県が行っている文化財保護行政に係る事業量は（図５－３－１）のとおり，年々増加している。

また，教育委員会の諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し及び，これらの事項に関して教育委員会に建議するため，文化財保護法に基づき，福島県文化財保護審議会を設置している。

地域開発の推進に伴い文化財保護に関する行政需要は，今後，ますます増加することから，文化財保護審議会と協力して文化財保護行政の適正な推進体制を確立することが必要であり，そのためには，担当専任職員の増員を図ることが必要であろう。

② 文化財パトロール

管内文化財の保存・管理状況をは握し，文化財保護の万全を期する目的で，昭和49年度から文化財パトロールを実施している。これは，民間の文化財保護に関する有識者のうちから文化財保護指導委員として16人を委嘱して，文化財パトロール計画（表５－３－２）に基づき，定期的（年２回）に巡視させ，その結果を報告させるとともに，文化財の所有者等に必要な措置などについて適切な指導助言を行

図５－３－１　文化財保護事業の進展

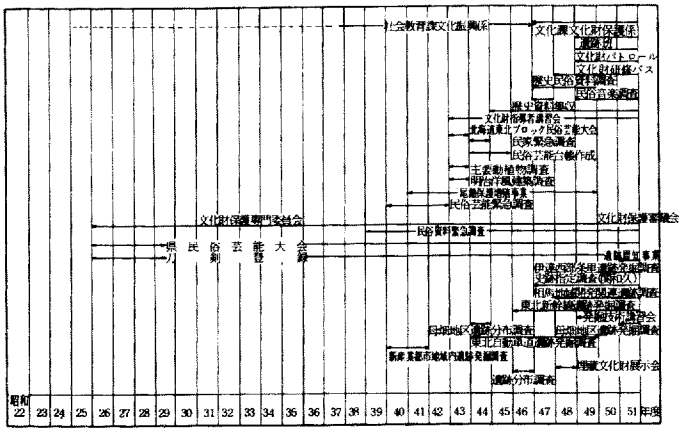

注：「福島県の文化行政」(昭51）による。

表５－３－２　文化財パトロール計画

（単位：件，日）

地域	地区	国指定	県指定	重要遺跡	計	管内計	１回の所要日数	予備日数	日数計
県北	福島	3	4	15	22	63	6	3	15
	伊達	3	3	15	21		6	3	15
	安達	4	6	10	20		6	3	15
県中	郡山	4	10	15	29	93	8	3	19
	岩瀬	4	9	15	28		6	3	15
	石川	2	7	10	19		4	2	10
	田村	5	2	10	17		4	2	10
県南	西白河	3	7	15	25	40	6	3	15
	東白川		5	10	15		4	2	10
会津	北会津	13	5	10	28	82	6	3	15
	耶麻	3	7	15	25		8	3	19
	両沼	9	5	15	29		8	3	19
南会津	南会津	6	5	10	21	21	8	3	19
相双	相馬	5	10	17	32	53	6	3	15
	双葉	2	4	15	21		4	2	10
いわき	いわき	7	12	20	39	39	10	4	24
計 (7)		16	73	101	217	391	100	45	245

注：「文化課調査」(昭51）による。